

ゴム印使用

第51号様式 2021.5 作成

育休資金立替申請書 兼 貸付金及び立替金償還猶予申請書				※ 互助組合 受付印	
氏 名 個人コード		学 校 名 学校コード			
育児休業法の適用によって休業する期間、互助組合に納入すべき費用（団体扱いの生命保険料等）について、立替を申請します。なお、立替額は復職後、規程・要領に基づき償還します。 償還方法 を選択 (数字に○) 1. 一括払い 2. 立替月数と同回数の分割払い 3. その他（立替月数以内の _____ 回分割払い） 希望する償還方法を 選択してください 2021 年 4 月 1 日 学 校 名 京都市立聖護院小学校 申請者 氏 名 互助真実 互助 一般社団法人 京都府教職員互助組合理事長 様					
育児休業についての報告書					
育 児 休 業 期 間 (延長・短縮の場合は当初の期間を記入)		2021 年 5 月 1 日 ～ 2022 年 3 月 31 日			
延長の場合	年 月 日まで延長	短縮の場合	年 月 日	に復職 から産前休	
申請者の育児休業期間について、上記のとおり報告します。				代組学聖 表合校護 者学互院 印校助小	
2021 年 4 月 1 日		京都花子			
互助組合学校代表者氏名					

右記を登録いただくと、育休中
でも互助組合事業情報を直接
お届けすることができます。



ユーザー登録QR

ホームページからも登録できます



LINE登録QR

又はお友達検索 @260dyccct 登録

以下の欄は、貸付及び物資購入資金立替を受けており、償還猶予を希望する方のみ記入してください。

育休による償還猶予の場合のみ、第54号様式にかえて、この用紙で申請できるものとします。

育休により無給となる期間、貸付金及び物資購入資金立替金の償還猶予を規程・要領の定めを承知のう え申請します。 また、償還猶予金額は、償還猶予期間終了後、規程・要領により猶予された期間の範囲内で償還します。			
2021 年 4 月 1 日 学 校 名 京都市立聖護院小学校 申請者 氏 名 互助真実 互助 一般社団法人 京都府教職員互助組合理事長 様			
貸付等を受けて おり、償還猶予 を希望する場合 のみ記入 互助			
※猶予決定期間	年 月 ～ 年 月	備 考	

<償還猶予を受ける上での注意点>

- ・猶予を希望する月の前月の20日までに提出してください。(延長の場合も同じです)
- ・償還猶予期間中は、新たな貸付(借替含む)・物資購入資金立替を受けることはできません。(新たに貸付・立替を受け
る場合、既貸付金・立替金を一括返済する必要があります)